

質 問 書

平成 25 年 9 月 9 日

「(案件名) エルサルバドル国エネルギー分野に係る情報収集・確認調査」

(公示日 : 平成 25 年 8 月 28 日 / 公示番号 : 2) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	現地再委託業者の監督・指示	国内作業 2 の期間中に現地再委託業務を行うことになっているが、一方で「委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。」とある。現地再委託業者の監督・指示については、団員がかならず残る必要があるか、もしくは E-mail・電話連絡等で監督・指示を行うことが可能か。	【第 3 業務実施上の条件】 5 . 現地再委託中の記載において、「現地において」を削除します。現地再委託業者への監督指示について、団員が必ず残る必要はなく、E-mail・電話連絡等で監督・指示を行うことは可能です。
2	オフィススペース	オフィススペースはコンサルタントが確保する必要があるか。	ホテルでの作業を前提としており、オフィススペースの利用は想定していません。
3	現地踏査時の警察官の同行	現地踏査の際の安全確保のため、現地の警察官を同行させる必要があると認識しているが、これらの警備費用を見積りに計上する必要があるか。	現地の警察官を同行する必要はないため、警備費用の計上は不要です。なお、在外事務所からブリーフィングを行います。
4	指示書 [第 2 業務の目的・内容に関する事項] 4 . 業務の内容 (4) 現地作業 2、(6) 現地作業 3	現地作業 2 及び現地作業 3 は、エルサルバドルのみで、ワシントン D . C は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	現地作業 2 及び現地作業 3 は、エルサルバドルのみです。IDB 本店との調整は電子メール、電話、TV 会議等で対応をお願いいたします。

5	<p>指示書【第2業務の目的・内容に関する事項】</p> <p>4.業務の内容(2)現地作業1【エルサルバドル】</p> <p>【第3業務実施上の条件】5.現地再委託</p>	<p>現地再委託の内容は、「【第3業務実施上の条件】5.現地再委託」によると、「省エネ診断、及び、小水力分野における事業化候補地における事業調査」とされていますが、「【第2業務の目的・内容に関する事項】4.業務の内容(2)現地作業1【エルサルバドル】」に、「現地再委託のローあるコンサルタントと共にセクター調査の一部を行う」とあります。現地再委託の内容には、セクター調査の一部も含めてよいとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>事業化調査とセクター調査は密接に関係しますので、現地再委託の内容にセクター調査の一部を含めて結構です。</p>
6	<p>指示書【第2業務の目的・内容に関する事項】</p>	<p>貴機構が実施された「再生可能エネルギーマスタープラン策定プロジェクト」において、水力発電で使用された地形図の縮尺精度(10万、5万分、2.5万)はどの程度でしょうか又、基礎となる河川の水資料はどの程度整備されていますでしょうか。</p>	<p>ご質問に関する情報はありません。</p>
7	<p>第8 プロポーザルの評価</p> <p>1 プロポーザルの評価基準</p> <p>(2)評価対象とする業務従事者の担当分野</p>	<p>「地方電化/小水力」については、それぞれの専門家1名ずつ、計2名の体制で実施することは可能でしょうか。</p>	<p>地方電化/小水力で1名を想定していますが、計2名の体制で実施することも可とします。</p>
8	<p>第7 見積価格及び内訳書</p>	<p>業務指示書別紙「第3業務実施上の条件」の「5.現地再委託」にかかる経費は、別見積もりとすることでよろしいでしょうか。</p>	<p>別見積りをお願いいたします。</p>

以上